

山火事を絶滅しましよ

4月1日から 山火警防実施期間 6月10日まで

雪どけとともに急激に湿度が低下し、特に空気が乾燥するので火災が起りやすくなり、山火警防実施期間は、年々減っていることに関係機関の指導と市民皆さんの協力のたまものと深く感謝しております。当管内では、四月一日から六月十日まで「山火警防実施期間」とし、特に四月二十五日から五月二十日までを「強調期間」と定め、本年も例年と同様に、警防体制を整えて山火事の絶滅を期したいと思いますので、一層のご協力をお願いいたします。

山火原因 従来の山火原因は、造林地ごしらえの火入れ、山菜採取者、魚つりのたき火や、たばこの火、三時から八時までの採草地造成機関車の飛び火等によるものが多い。造林地ごしらえ、採草地造成機関車の飛び火等は、ことしの事業計画に支障のないよう、四月中に完了するようにしてください。

火入れの許可 防火準備を整え、可成りあるたあとに、その地区の森林愛護組合長の承認を得て、市長に「火入れ許可申請書」を提出して許可を受けなければなりません。なお、火入れが国有林に接近している場合は、営林署長の承認を合わせて受けてください。

火入れの「五日」 火入れの「五日」の申請は、以前に手続きを完了させた。一件について「七許可日数」以内とし、申請書は、一回に「一ヘクタール」を越えてはなりません。

火入れの「一回」 火入れ許可を「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。また、火入れの「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。

火入れの「一回」 火入れ許可を「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。また、火入れの「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。

火入れの「一回」 火入れ許可を「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。また、火入れの「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。

火入れの「一回」 火入れ許可を「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。また、火入れの「一回」に「一ヘクタール」を越えてはなりません。

春の大掃除には特に念を入れて、ごみの捨て場が変わります(16日)

毎月一日二十一日 交通安全日

苫小牧交通安全協会 苫小牧警察署

1月	1日	4月	6日
交通	事故	数	件
死者	51名		
傷者	53名		
死者	3名		

事故ゼロの願いはひとつ500万

交通安全道民運動



新入学(園)児童を 交通事故から守りましょう

交通安全道民運動

交通安全日

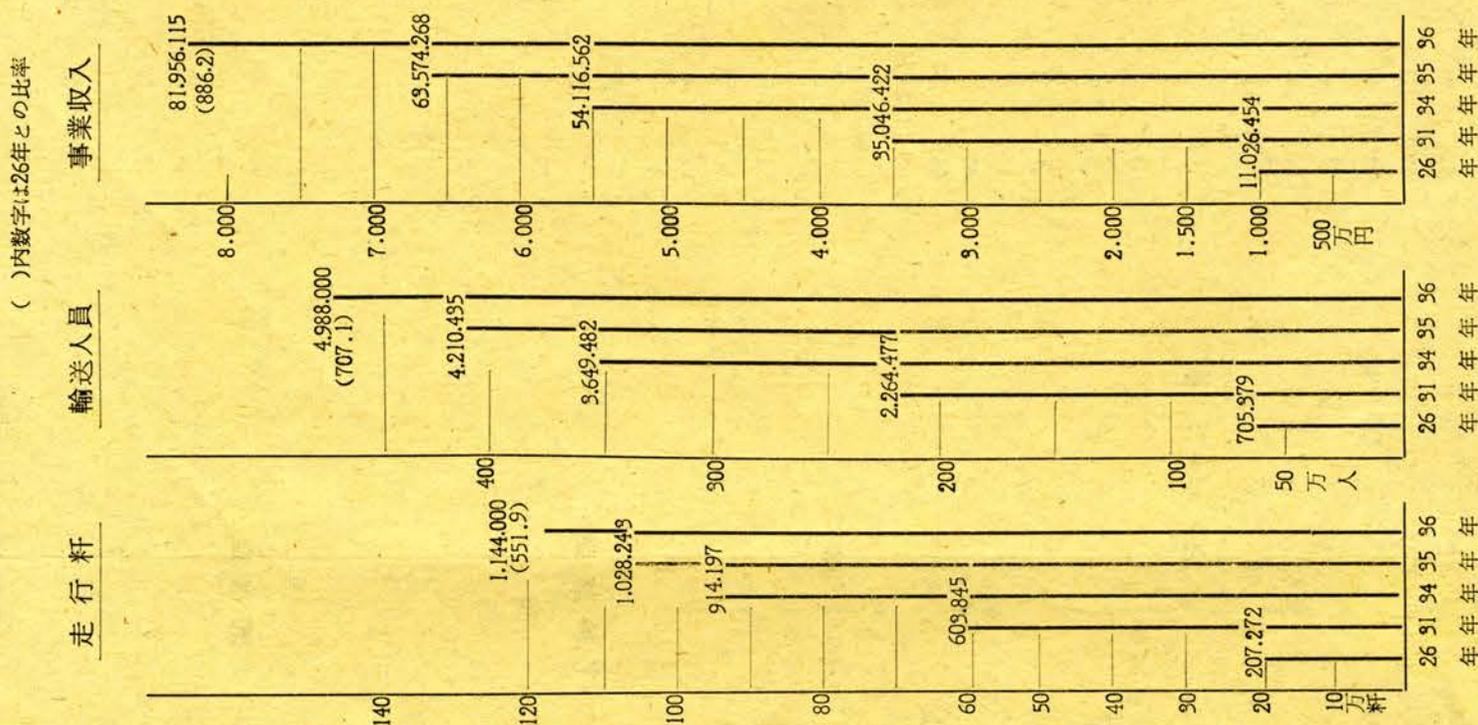
交通安全道民運動

白洗舎クリーニング店	緑町二〇
白光舎クリーニング店	緑町二一
原クリーニング店	木場町三
白清舎クリーニング店	鶴川町
ホワイトクリーニング店	表町一五
細川クリーニング店	早来町
苫小牧クリーニング店	緑町三
中央クリーニング店	幸町七
カクサクリーニング店	幸町九
ダイヤクリーニング店	幸町二
第一クリーニング店	平取町
中村クリーニング店	追分町
山口クリーニング店	白老町
マルクリーニング店	西弥生町
ふじクリーニング店	大町九
アサヒクリーニング店	本町四三
阿部クリーニング店	穂別町
勇払クリーニング店	勇払二六
みどりクリーニング店	緑町三〇
ミツワクリーニング店	大町三〇
広野クリーニング店	錦町二〇

運賃の改訂について

現行の市営バス運賃は昭和二十六年当時の物価指数を基礎に割出された賃率（一杆当り三円六三銭）をもつて計算された運賃であります。以来今日まで十年余経営を続けて参つたものでありますが、此の間他事業者にあつては昭和三十二年度に一度改訂を行い経済情勢の変化、諸物価の値上りに合せましたが、当市はそのまま据置いて運営を続けて来た訳であります。しかし近年益々あらゆる面に亘つて諸経費の増加を見ています。一例を挙げれば自動車の原動力である軽油についても当時無税であつたものに対する課税（現在税額一立につき一三円五〇銭）等経費の増高が著しく営業成績は収支のバランスを失い赤字を生ずるに至り三十四年度以降は益々収支比率は較差を激しくして参りました。これらの事情の中にあつては事業運営の維持向上も望み得ない状況に追い込まれて参りました。しかしバス事業は市の産業経済の発展並びに民生の安定のためには交通の円滑化が先行することによりその効果が見られるものであることに思を致し市民の足としての使命達成の爲前述のような事情の下にも努力を重ねて参りましたが最近市勢の発展は急ピッチであり、これに合せての路線の新設、或は既設路線の運行時刻の適正化、運行回数の増加等を計らなければならない事は明であります。今こゝで過去より現在に至る営業成績を計数的に振り返つて見ますと次のようになります。

輸送実績比較表



当時と現在を比較しますに輸送人員については約七倍、走行杆は五・五倍に事業の延びを示しており事業収入は約九倍と延を見せました。これ偏に市民皆様の御支援によるものと感謝にたえない次第であります。しかし残念乍ら頭初に申述べましたとおり物価の値上り等による経費増加の割合には抗し得ず企業として健全なる経営の維持と市民サービス向上を目的に最低限度の運賃改訂を行う事に踏み切つた訳でございます。市民生活に直接関係あるバス料金の改訂は真意ではないのでありますが、何卒以上の事情を御察いただきたく存じます。

次に今次の運賃改訂の内容はどのようになっているかについて申述べます

当市といたしましては二六年当時杆当り三円六三銭の賃率が認可されて以来今日まで運賃の改訂は行つていませんが全国的には三十二年度諸物価の値上りがソリン税、軽油税の引上げ等により運賃改訂があつたのであります、三二年度認可された賃率は四円八〇銭で全道民間バス会社は即時運賃改訂を行い現在に至つています。当時当市は改訂を行はず現在に至つています。

その後経済情勢の変化に伴い三十二年改訂した賃率（四円八〇銭）でも到底、適正原価も償い得ないとし運輸省に於ては昨年来種々検討の結果北海道における賃率は五円三〇銭を適正とするとし認可されることになりました。

当市といたしましては三十二年の四円八〇銭を実施してないため三円六三銭に対しては、今次認可となる五円三〇銭は実に四割八分の値上げとなるものでありますが、市民経済への影響をも考慮し二割五分程度にとどめるべく杆当り賃率を四円六〇銭とし今次の運賃改訂を行うものであります。

以上運賃改訂について概略を申述べましたが実施の時期等については運輸省より最終的認可を得た後になります。何卒御理解ある市民各位の御協力をお願い申上げる次第であります。

線別運賃については概略裏面に記載してありますので御参照下さい。

